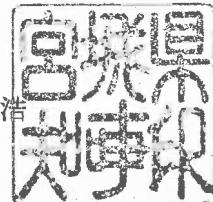


写

環対第230号
令和4年8月5日

菅生太陽光発電合同会社 代表社員 殿

宮城県知事 村井嘉浩



(仮称) 菅生太陽光発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について(通知)

令和4年6月3日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担当
環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 佐々木
TEL 022-211-2667
FAX 022-211-2696
E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 菅生太陽光発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、太陽光パネル1枚を設置した仙台市内の事業実施想定区域と、自営線により約11km離れた柴田郡村田町内の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）とを接続し、村田町内にて最大で総出力40,000kW程度（単機出力660W、太陽電池発電機数83,160枚程度）の太陽電池発電施設を設置するものである。

太陽電池発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、本事業の全体の発電量に寄与しない仙台市内の想定区域から村田町内の想定区域までの自営線を設置するという事業計画が、温室効果ガス排出量を含めた環境負荷を増加させることは明白であり、本事業の目的である「温室効果ガスの削減による地球温暖化対策に寄与すること」から大きく逸脱するものである。

また、村田町内の想定区域及びその周辺は、洪水浸水想定区域「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）」に指定されている他、砂防指定地の渓流の流域及び土砂災害警戒区域（土石流）が存在し、大規模な自然災害に対する備えが必要不可欠な区域である。さらに、想定区域に隣接する坪沼川及び沢戸川の下流域に位置する坪沼地区は「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている。このことから、事業の実施によって想定区域のみならず広域的な自然環境や生活環境等に対する影響が懸念される。

これらを踏まえ、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。なお、自営線を敷設する工事は単に環境負荷を増大させるものであるため、仙台市内の想定区域及び自営線敷設予定区間を想定区域から除外すること。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的事項

(1) 自営線敷設に係る関係機関との協議

本事業は、仙台市内と村田町内の各想定区域を接続する自営線を公道に敷設する計画であるため、道路法に係る占用許可に関して道路管理者と早急に協議し、設置工事の可否を判断し、施工方法や交通対策等について十分に検討した上で、対象事業実施区域を設定すること。

(2) 対象事業実施区域の設定

イ 想定区域の絞り込みに当たっては、太陽電池発電設備等の配置等及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響、温室効果ガスの排出等、事業全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。特に、仙台市内の太陽光パネル1枚から発電される電力は本事業の発電量にほとんど寄与するものではなく、むしろ、約11km離れた村田町内まで送電するために自営線を敷設する工事は単に環境負荷を増大させるものである。村田町内の想定区域には変電施設や系統連系地点があり、村田町内の想定区域のみで発電所として成立する計画である。以上のことから、発電効率及び工事の実施による環境負荷の増加等を鑑み、仙台市内の想定区域及び自営線敷設予定区間を想定区域から除外すること。

ロ 計画段階環境配慮書手続きは、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の位置・規模又は配置・構造（以下「配置等」という。）に関して複数案から1案に絞り込む過程の一つとして環境面の検討を行うものである。このことを念頭に、以降の手続きでは想定区域の適切な絞り込みを行うこと。また、その過程を方法書に記載すること。

ハ 想定区域近傍に複数の住居が立地するとともに、想定区域及びその周辺には砂防指定地、土石流危険地区及び土石流危険渓流が存在し、本事業の実施による土砂災害の発生が懸念される。また、想定区域は小さな谷が入り組んだような地形をしており、谷部には湿性の希少な植物が生育する可能性がある。これらのことから、想定区域及びその周辺の自然環境や生活環境への影響を回避又は十分に低減できるよう、適切な造成計画及び太陽電池発電設備等の配置計画を検討すること。

（3）関係地方公共団体の再設定

自営線を敷設する場合、一部の敷設区間が名取市内であるため、方法書以降、関係地方公共団体の設定を見直し、名取市を追加すること。

（4）地域住民等への積極的な情報提供

想定区域周辺の住民及び関係自治体等に対し、工事及び運営体制の詳細、環境への影響や土砂災害や水害等の災害リスクについて明確に示すとともに、住民の求めに応じた説明会を開催するなど、誠実な対応により、事業計画に対する合意形成と理解の醸成を図ること。

2 個別的事項

（1）騒音、低周波音による影響

イ 想定区域から200mの範囲に48戸の住居が存在し、最寄りの住居までの距離が約5mと極めて近いことから、施設の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、これら住居等への影響の有無を最新の科学的知見を踏まえて評価し、方法書を作成すること。

ロ 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行によって発生する騒音に対する環境保全措置について、実行可能な内容を以降の図書に記載すること。

（2）地形及び地質に対する影響

イ 想定区域及びその周辺には、「砂防指定地」の渓流の流域及び「土砂災害警戒区域（土石流）（松ヶ日向沢、源蔵沢、および竜前沢）」が存在する。本事業による影響を調査、予測及び評価し、十分に安全側での設計を行うこと。造成工事等の土地改変行為による土石流発生の誘発等の影響を回避できない場合は、想定区域から除外すること。

- ロ プレート境界型や内陸型地震に伴う強震動による各種防災施設の損傷の程度を調査、予測及び評価し、以降の図書に記載すること。

(3) 反射光による影響

- イ 調査に当たっては、反射光の影響を受けやすい集落や周辺道路を調査地点として設定すること。特に、想定区域に隣接して複数の住居が存在することを考慮し、十分な調査方法を設定すること。

- ロ 反射光による影響について、最新の知見を元に調査方法及び検証方法を設定し、適切に調査、予測及び評価すること。

(4) 動物に対する影響

- イ 事業区域近傍の川沿いの薄暗いスギ林には希少な鳥類であるミゾゴイが生息する可能性があるため、「ミゾゴイの保護の進め方（環境省、平成28年）」に基づき調査手法を設定すること。

- ロ 排水路側溝への小動物転落の可能性を踏まえ、転落した動物が這い出し可能な構造を検討した上で、適切な調査方法を設定すること。

- ハ 歩行性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種やその行動生態を把握すること。また、事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅、フェンスの設置及び調整池の新設等の土地の改変による影響に配慮すること。

(5) 植物に対する影響

- イ 想定区域は、小さな谷が幾つも入っているような入り組んだ地形であり、湿ったところに生育する植物の希少種が存在する可能性が高いことから、想定区域および発電設備設置範囲の絞り込みに際して、谷部分の保全を優先的に検討すること。また、事業実施による影響を適切に調査、予測及び評価するとともに、希少種の生育が確認された場合を想定し、影響を回避する措置を予め検討すること。

- ロ 太陽光発電施設設置による被覆度や太陽光パネルの下の明るさを予測し、下層植生による土砂崩壊や洪水防止機能が担保できる設計とすること。

(6) 生態系に対する影響

- 想定区域は典型的な里地里山の地域である。特に、坪沼川及び沢戸川の下流域に位置する坪沼地区は「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されており、生物多様性保全上非常に重要な生息環境である可能性が高い。また、想定区域全体が菅生鳥獣保護区となっているため、指定要件の対象となる種について、行動圏や分布域等を踏まえた調査方法を適切に設定すること。その上で、今後の調査において希少動植物が確認された場合の対応について、影響を回避又は十分に低減できるようあらかじめ検討すること。

(7) 景観に対する影響

想定区域周辺には、五社山・外山、スポーツランド SUGO、菅生神社、愛宕山等の優れた眺望点が多数存在することから、ソーラーパネルの存在やその反射光がこれらの眺望を阻害することのないよう配置等を検討すること。また、太陽光発電設備等の色彩についても、自然に溶け込むような工夫を行うこと。

(8) 廃棄物による影響

供用後の太陽光パネル等の設備の他、約 11 kmに渡って敷設される自営線の撤去に伴う廃棄物の発生が見込まれることから、耐用年数や破損頻度を考慮した上で、廃棄物発生量を予測し、可能な限り減量化及び再資源化を行うとともに関係法令に基づき適切に処分する計画を以降の図書に示すこと。

(9) 温室効果ガスに対する影響

イ 温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。

ロ 本事業は主として村田町内で実施されるため、仙台市内と村田町内の想定区域を接続する自営線の敷設工事及び仙台市内に設置する太陽光発電設備等による温室効果ガスの排出量の影響について、送電によるロスを踏まえて前述した他の工程とは分けて個別に調査、予測及び評価すること。

なお、評価にあたっては、工事用車両による温室効果ガスの排出量だけではなく、片側通行によって自営線を敷設する道路を通行する車両から排出される温室効果ガスの増大分も含めた評価とすること。

(10) 放射線の量による影響

イ 土壤の放射性物質濃度の調査に当たっては、太陽光発電施設等の設置予定箇所を含む調査地点を設定し、可能な限り表層から検体を採取した上で、測定を行うこと。

ロ 事業の実施に伴う新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境、土壤及び農作物等への影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて拡散防止措置等を検討すること。